

「改正政令によるクロマトレーサーAI 関連製品の毒物指定に関するご案内」

“TMAH を含む製品が毒物の指定を受ける事になりました。”

拝啓

貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、心から感謝いたしております。

さて、このたび弊社の微量アルミニウム分析キット（クロマトレーサーAI）に処方されています TMAH（テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシド）が、毒物及び劇物指定令の一部改正に関する政令（平成 25 年政令第 208 号）、官報号外第 138 号（2013 年 6 月 28 日公布）により 2013 年 7 月 15 日より毒物の指定を受ける事になりました。

経過措置として、2013 年 10 月 31 日までは猶予期間が設定されています。

弊社と致しましては、上記猶予期間までにラベル表示の変更等を完了させることで、今後ともお客様への安定供給をお約束致します。

何卒、今後とも格別のご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

2013 年 10 月 17 日

株式会社 シノテスト

サービスチーム

お問合せ：0120-66-1141

E-mail: info@chromatracer.com

記

クロマトレーサーに関する該当 4 品目

①クロマトレーサーAI ラベル化試薬キット「50 回」：(商品コード 326049806)

R2 キレート形成液「21 mL×1」：25%(w/v) TMAH 処方量 433 g/L pH 7.5±0.1

②クロマトレーサーAI HPLC クリーニングキット：(商品コード 326049837)

A 液ラインクリーニング液「1 L×1」：25%(w/v) TMAH 処方量 15.3 g/L、pH 7.0 ±0.1

③クロマトレーサーAI ネオ R3 HPLC 溶離液「1 L×1」：(商品コード：326050413)

25%(w/v) TMAH 処方量 16.0 g/L、pH 7.0 ±0.1

④クロマトレーサーAI R3 HPLC 溶離液「1 L×1」：(商品コード：326049813)

25%(w/v) TMAH 処方量 15.3 g/L、pH 7.0 ±0.1

以上